

「千葉市における個人情報保護法制のあり方に関する基本的な考え方（案）」に対する意見の概要と市の考え方

No.	項目名	意見の概要	市の考え方	修正
1	2（1）条例要配慮個人情報の規定	<p>条例要配慮個人情報の用語の定義を条文の第1章第2条に（4）として追加規定していただきたい。</p> <p>次に、条例要配慮個人情報を今回は規定しないことと、先の“なお、条例要配慮個人情報とする対象とすべきものがあるかについては、社会情勢を踏まえつつ今後も検討していきます”の趣旨を条文のどこかに記載していただきたい。</p> <p>技術進歩を含めた社会情勢は刻々と変化するため、変化に対応できる姿勢が現れている条例であることを希望する。</p>	<p>今回の個人情報保護法制の見直しにより、千葉市を含めた地方自治体は、各自自治体で定めた個人情報保護条例ではなく、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に従って個人情報を取扱うこととなります。</p> <p>また、新たに個人情報保護法の施行条例（以下「施行条例」といいます。）を定めますが、この条例は、個人情報保護法に規定されている内容と同じ内容を重ねて規定することは認められておらず、法の補足的に主に法律の施行に必要な事項などを定めるものとなります。</p> <p>条例要配慮個人情報については、法第60条第5項に定義されていることから、重ねて施行条例で定義することはできません。</p> <p>また、上記のとおり、施行条例に規定するものは、主に法律の施行に必要な事項であることから、条例要配慮個人情報について今後検討していくことを条例に記載することができませんが、今後作成し、公開する予定である個人情報に関する手引等に記載することにより、本市の考え方を明らかにしてまいります。</p>	—
2	2（2）個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務目録に係る規定	<p>個人情報ファイル簿の作成、公表の義務化の基準となる本人の数1,000人以上の根拠は、おそらく事務処理の効率やビッグデータの観点からだと推測される。</p> <p>まず、過去5か年の本人の数1,000人未満の個人情報ファイル簿（または個人情報取扱事務目録）の全体に占める割合（過去の平均）がどの程度なのかご教示されたい。</p> <p>次に、その比率が80%以上であれば、現行通り、個</p>	<p>個人情報取扱事務目録について、令和3年度末に行った調査の結果、約2,000件の事務の内、本人の数が1,000人未満の事務は約1,500件（全体に占める割合は約75%）です。</p> <p>本市では現在、個人情報取扱事務目録を作成・公表していますが、個人情報取扱事務目録から新たに個人情報ファイル簿を作成することは、記載内容の違いなどから、事務処理に時間を要することが見込まれます。</p> <p>そのため、個人情報ファイル簿を作成する件数を増やす</p>	—

「千葉市における個人情報保護法制のあり方に関する基本的な考え方（案）」に対する意見の概要と市の考え方

		<p>個人情報取扱事務目録の作成、公表、その比率が 80%未満の場合は、<u>事務処理の煩雑さを考慮して本人の数の下限（例えば500人以上）を検討すべきと考える。</u></p> <p>千葉県の同条例では本人の数1,000人以上となっている。</p>	<p>ことは、事務処理の増加につながるおそれがあることから、個人情報ファイル簿の作成・公表は、それを法令で義務付けられている本人の数が1,000人以上であるものとしません。</p> <p>なお、1000人未満の個人情報ファイルを取り扱っている事務については、引き続き個人情報取扱事務目録を作成・公表します。</p>	
3	2(3) 個人情報開示請求等の 決定期限に係る規定	<p>スマートシティ、あるいは行政デジタル化を目指す千葉市が、決定期限の期間短縮ではなく実質延長を提案する姿勢が残念である。</p> <p>一般的な情報開示請求に対する決定期間ならば、ある程度理解するが、本人またはその代理人しか請求できない個人情報開示に対しての決定期限の延長は、事務処理の先延ばしとしか思えない。</p> <p>決定期限14日以内、延長期間30日以内の合計44日以内とする案で再考するか、もし開示請求者（市民）に配慮して、決定期限を14日以内から30日以内に延長して十分な検討を行いたいということであれば、延長期間を30日以内から14日以内に短縮することが適当と考える。</p>	<p>今回の法改正により決定期限、延長期間ともに30日を上限とされたため、決定期限を14日とした場合、開示決定等の検討を行うことができる期間が合算期間で16日短縮されることとなります。合算期間が短縮されることにより、事務繁忙期や同一部署に複数請求が同時期になされた場合、開示・不開示の判断等に時間を要する場合などにおいて、十分な検討がなされないまま決定がなされ、その結果、開示であるべき情報が不開示となることや、不開示の理由に不備があることなど、かえって市民に不利益が生じる可能性があることも懸念されます。</p> <p>よって、開示決定等の期限及び延長の期間は法の規定のとおりそれぞれ30日以内とすることで、<u>現行制度の開示決定等の期限と延長の期間を合算した60日以内を維持し、実施機関における十分な検討をする時間を確保することとするため、決定期限を法の規定どおりといたしました。</u></p>	—
4	2(4) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会に係る規定	<p>審議会の所掌事務に第3項として、「特定個人情報保護評価に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること」を付け加えた理由について追加説明されたい。</p> <p>次に、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（所掌事務）第2条（2）の千葉市個人情報保護</p>	<p>特定個人情報保護評価（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）第27条第1項に規定されています。）については、現行の千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条の（1）に該当するものとして、審議会は現在でもその調査審議を行っています。</p>	—

「千葉市における個人情報保護法制のあり方に関する基本的な考え方（案）」に対する意見の概要と市の考え方

		<p>条例には、特定個人情報についての記載はあるが、要配慮個人情報などの記載もある。何故、特定個人情報保護評価だけを追加したのかを説明されたい。</p>	<p>「(2) 千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）の規定によりその権限に属された事項を処理すること。」については、具体的な諮問事項として主に</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 個人情報の本人外収集について ➤ 個人情報の目的外利用、提供について ➤ オンライン結合（個人情報の提供を目的として個人情報が入っているシステムを外部のネットワークに繋げること）の開始について <p>などですが、これらの事項については、個人情報保護法の改正により、審議会に諮問することができなくなりました。そのため、(2)の規定は削除いたします。</p> <p>このように、改正後の個人情報保護法では審議事項とすることが許されなくなったものであることから、従前の(1)のうち、「個人情報の保護に関する重要事項」については番号法の規定に基づく特定個人情報保護評価の他は、法で認められている審議事項に限って審議することを明らかにするため、別に規定したものです。</p>	
5	<p>全体に関する事項</p>	<p>条例のパブリックコメント募集に対して、法律の専門家だけでなく、一般市民も意見を述べたいと思っている。そして条例に対して正しい理解と順守をしたいと思っている。しかし今までの条例改正は、パブリックコメント手続きに対して、法律の専門家を対象とした難しい言葉使い又は言い回しの資料提示となっている。</p> <p>特に、この「千葉市における個人情報保護法制」はその傾向が強いと感じるため、今後、検討をされたい。</p>	<p>パブリックコメントの資料について、難しい言い回しが多いとのご指摘については、大変申し訳ございませんでした。そのような中、ご意見をお寄せ下さり、厚くお礼申し上げます。今後、市民の方へお知らせするものにつきましては、分かりやすい内容で作成することを心掛けてまいります。</p> <p>ご指摘いただきありがとうございました。</p>	—